

【岩国市水道局集合住宅等の水道料金算定方法】

水道料金算定方法は、各戸が均等に使用したとみなし、使用水量を認定戸数で除して1戸分の料金を算出し、認定戸数を乗じて料金算定します。

料金算定は、水道局が設置しているメーターの口径にかかわらず、口径 13mm の基本料金を適用します。

《認定戸数 20 戸の計算例》

A 2 か月間で 800 m³ 使用した場合 (使用水量が戸数で割り切れる)

① $800 \text{ m}^3 \div 20 \text{ 戸} = 40 \text{ m}^3$

[まず、使用水量を戸数で除して1戸分の使用水量を計算します。]

② $1,232 \text{ 円} + 3,080 \text{ 円} = 4,312 \text{ 円}$

[次に、口径 13mm の基本料金に①で計算した使用水量 40 m³までの従量料金を加算して1戸分の料金を算出します。]

③ $4,312 \text{ 円} \times 20 \text{ 戸} = 86,240 \text{ 円}$

[最後に、②で算出した1戸分の料金に20戸を乗じた料金が請求金額となります。]

ご請求水道料金 86,240 円 (消費税 10% 分込)

B 2 か月で 810 m³ 使用した場合 (使用水量が戸数で割り切れない) ※整数部分と小数点以下の計算が必要になります。

① $810 \text{ m}^3 \div 20 \text{ 戸} = 40.5 \text{ m}^3$

[まず、使用水量を戸数で除して1戸分の使用水量を計算します。]

② $1,232 \text{ 円} + 3,080 \text{ 円} = 4,312 \text{ 円}$

[次に、口径 13mm の基本料金に①で計算した使用水量の整数部分 40 m³までの従量料金を加算して1戸分の料金を算出します。]

③ $4,312 \text{ 円} \times 20 \text{ 戸} = 86,240 \text{ 円}$

[②で算出した1戸分の料金に20戸を乗じて整数部分の料金を算出します。]

④ $810 \text{ m}^3 - (40 \text{ m}^3 \times 20 \text{ 戸}) = 10 \text{ m}^3$

[2 か月間の使用水量から、①で計算した1戸分の使用水量の整数部分 40 m³に20戸を乗じた水量を差し引いたものが、小数点以下の20戸分の使用水量となります。]

⑤ $121 \text{ 円} \times 10 \text{ m}^3 = 1,210 \text{ 円}$

[①で計算した1戸分の使用水量 40.5 m³の水量区分に応じた1m³当たりの単価(下記表参照)に、④で計算した水量を乗じたものが小数点以下の水量に対する料金となります。]

⑥ $86,240 \text{ 円} + 1,210 \text{ 円} = 87,450 \text{ 円}$

[最後に、③で算出した整数部分の料金と、⑤で算出した小数点以下の水量に対する料金を合計した料金が請求金額となります。]

ご請求水道料金 87,450 円 (消費税 10% 分込)

※一部抜粋

(消費税等相当額 10% 含む)

従量料金 (1 m ³ につき)						
水量区分	0 m ³ を超え	20 m ³ を超え	40 m ³ を超え	60 m ³ を超え	100 m ³ を超え	200 m ³ を超え
	20 m ³ まで	40 m ³ まで	60 m ³ まで	100 m ³ まで	200 m ³ まで	20,000 m ³ まで
単価	55 円	99 円	121 円	165 円	220 円	275 円

【下水道等使用料算定方法】

下水道等使用料算定方法は、各戸が均等に使用したとみなし、使用水量を認定戸数で除して1戸分の使用料を算出し、認定戸数を乗じて使用料を算定します。

《認定戸数 20 戸の計算例》

A 2 か月間で 800 m³使用した場合(使用水量が戸数で割り切れる)

① $800 \text{ m}^3 \div 20 \text{ 戸} = 40 \text{ m}^3$

[まず、使用水量を戸数で除して1戸分の使用水量を計算します。]

② $2,970 \text{ 円} + 3,300 \text{ 円} = 6,270 \text{ 円}$

[次に、基本料金に①で計算した超過水量を加算して1戸分の使用料を算出します。]

③ $6,270 \text{ 円} \times 20 \text{ 戸} = 125,400 \text{ 円}$

[最後に、②で算出した1戸分の使用料に20戸を乗じた使用料が請求金額となります。]

ご請求下水道等使用料 125,400 円(消費税 10%分込)

B 2 か月で 810 m³使用した場合(使用水量が戸数で割り切れない)

① $810 \text{ m}^3 \div 20 \text{ 戸} = 40.5 \text{ m}^3$

[まず、使用水量を戸数で除して1戸分の使用水量を計算します。]

② $2,970 \text{ 円} + 3,300 \text{ 円} = 6,270 \text{ 円}$

[次に、基本料金に①で計算した超過水量の整数部分 40 m³までの超過料金を加算して1戸分の使用料を算出します。]

③ $6,270 \text{ 円} \times 20 \text{ 戸} = 125,400 \text{ 円}$

[②で算出した1戸分の使用料に20戸を乗じて整数部分の使用料を算出します。]

④ $810 \text{ m}^3 - (40 \text{ m}^3 \times 20 \text{ 戸}) = 10 \text{ m}^3$

[2 か月間の使用水量から、①で計算した1戸分の使用水量の整数部分 40 m³に20戸を乗じた水量を差し引いたものが、小数点以下の20戸分の使用水量となります。]

⑤ $176 \text{ 円} \times 10 \text{ m}^3 = 1,760 \text{ 円}$

[①で計算した1戸分の使用水量 40.5 m³の水量区分に応じた1m³当たりの単価(下記表参照)に、④で計算した水量を乗じたものが小数点以下の水量に対する使用料となります。]

⑥ $125,400 \text{ 円} + 1,760 \text{ 円} = 127,160 \text{ 円}$

[最後に、③で算出した整数部分の使用料と、⑤で算出した小数点以下の水量に対する使用料を合計したものが請求金額となります。]

ご請求下水道等使用料 127,160 円(消費税 10%分込)

※一部抜粋

(消費税等相当額 10%含む)

超過料金(1m ³ につき)						
超過水量	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	40 m ³ を超え 100 m ³ まで	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	200 m ³ を超え 2000 m ³ まで	2000 m ³ を超え 10000 m ³ まで	10000 m ³ を超えるもの
単価	165 円	176 円	198 円	209 円	220 円	275 円